

参 考

目 次

参考1	第3次男女共同参画基本計画の策定スケジュール.....	87
参考2	第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)のポイント...	88
参考3	諮問(平成21年3月26日付け府共第123号).....	90
参考4	第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての考え方.....	91
参考5	男女共同参画会議の開催状況.....	92
参考6	基本問題・計画専門調査会の開催状況.....	93
参考7	女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況.....	96
参考8	男女共同参画会議 議員名簿.....	97
参考9	基本問題・計画専門調査会 委員名簿.....	98
参考10	女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿.....	99
参考11	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号).....	100
参考12	第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について の公聴会の開催について.....	105
参考13	「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」に関する 意見募集について.....	106

第3次男女共同参画基本計画の策定スケジュール

1. 男女共同参画基本計画の位置付け

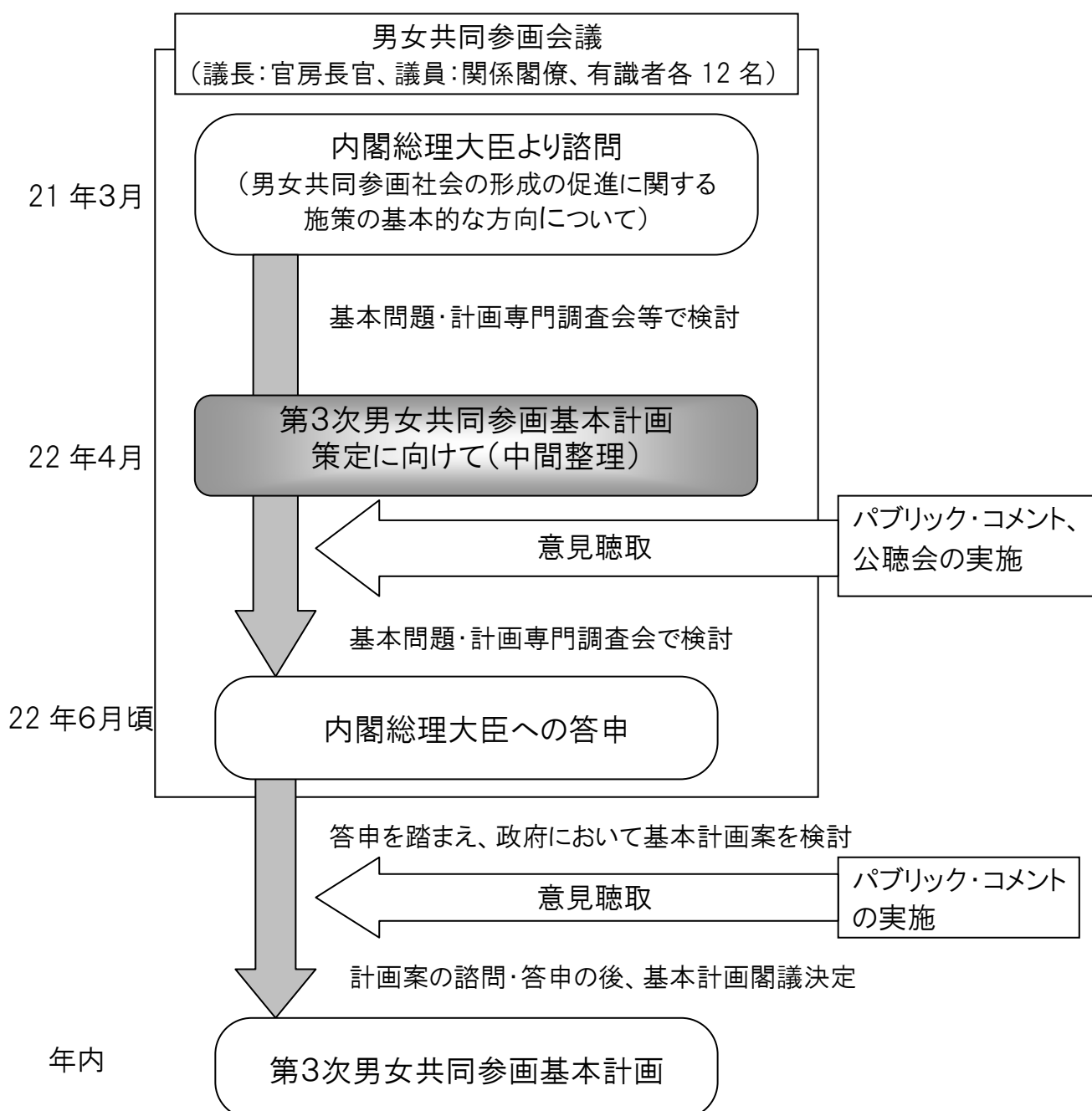
○ 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画

第1次男女共同参画基本計画 平成12年12月12日 閣議決定

↓
第2次男女共同参画基本計画 平成17年12月27日 閣議決定

↓
第3次男女共同参画基本計画 平成22年内に閣議決定を予定

2. スケジュール



第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)のポイント (男女共同参画会議 基本問題・計画専門調査会まとめ)

<今後の主なスケジュール(案)>

4月15日 男女共同参画会議(専門調査会からの「中間整理」報告) → 会議後、中間整理公表
 4月16日以降 パブリックコメント、公聴会(4/20～5/11)の実施
 5月下旬～6月上旬 基本問題・計画専門調査会(2回程度[予定])
 6月中旬メド 男女共同参画会議(「基本的な方向」について答申)
 その後、年内に「男女共同参画基本計画」を閣議決定

【男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省】

- 固定的な性別役割分担意識が未だ根強い。 特に男性に着目した意識改革を進める
- 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたこと
 などにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革が不十分
 男性や専業主婦も含め、すべての人にとって男女共同参画は自分の問題と感じてもらえるよう、身近な男女共同参画を進める
 政治や企業のトップの強力なリーダーシップにより制度改革や実行を図る
- 制度が整備されても、M字カーブの解消や、長時間労働の抑制などの成果にはつながっていない 雇用問題やワーク・ライフ・バランス、意識改革への取組を強化する
- 最近の経済・雇用情勢の急激な悪化によって、様々な困難を抱える人々が増加し、高齢単身女性世帯や母子世帯層などで貧困者の割合が高い セーフティネットを構築する

【中間整理の特徴と具体的取組例】

1 国際的な概念や考え方を重視する

ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等の概念や考え方の重視

2 実効性あるポジティブ・アクション(積極的改善措置)を進める

「2020年30%」の達成に向けて、強力なリーダーシップの下、取組を加速するための実効性あるポジティブ・アクションを進める。

- ポジティブ・アクションの積極的な推進 - クォータ制、公共調達や税制等におけるインセンティブの付与の検討、2015年までの中間目標の設定
- 政治分野への働きかけ

3 世帯単位の制度・慣行を個人単位の制度・慣行へ移行する

強力な政治的意思の下、税制、社会保障制度、家族に関する法制などについて、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行に向けた見直しを行う。

- 税制(配偶者控除の見直し等)、社会保障制度、家族に関する法制(民法の改正等)などの検討

4 雇用問題の解決を進める セーフティネットを構築する

M字カーブを解消し、女性が当たり前に働き続け、暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用問題にしっかり踏み込む。

貧困など様々な困難を抱える人々の自立支援、女性であることでさらに複合的な困難を抱えている人々への男女共同参画の視点に立った支援を行う。

- 同一価値労働同一賃金の実現に向けた実効性ある施策の検討
- 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」における数値目標の達成に向け、実効性のある取組を推進
- 採用や女性管理職・役員の登用について、具体的な目標設定など、実効性ある推進計画策定の働きかけ
- 母子家庭の生活の自立に向けた就業・子育て・生活支援、養育費確保のための方策の検討
- 外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供等

5 男性、子どもにとっての男女共同参画、地域における男女共同参画を進める

すべての人が男女共同参画を自分の方針決定過程へ女性の参画を進める。男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進を図る。地域における方針決定過程への女性の参画を進める。

- 男性が育児・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備
- 男性が経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活を送れるための支援
- 子どもの頃からの男女共同参画の促進と将来を見通した自己形成の支援
- 自治会、商工会など、地域における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組

(写)

府 共 第 1 2 2 号
平成21年3月26日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求める。

理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき平成17年12月27日に定められた「男女共同参画基本計画（第2次）」（閣議決定）に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての考え方

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
福島 みずほ

（実効性のあるものにする）

- 今までになぜ男女共同参画が進まなかったのか現状を分析し、基本計画を実効性のあるものとする。数値目標や工程表の設定により、第3次基本計画を、男女共同参画推進のアクション・プランとする。

（雇用を前面に出す）

- 女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女賃金格差の解消やM字型カーブの是正、均等待遇、長時間労働の規制、非正規雇用の問題等にしっかりと踏み込む。
子ども・子育て支援策やワーク・ライフ・バランスとの密接な連携を図る。

（ジェンダー主流化）

- 性差別の禁止、固定的役割を前提とした制度・慣行の見直しを改めて提示する。ジェンダー統計や、ジェンダー予算、アンペイド・ワーク（無償労働）、社会制度の世帯単位から個人単位化などを盛り込み、ジェンダーの主流化を目指す。

（企業や経済界を巻き込んだ男女共同参画）

- 女性の活躍は、企業にとっての利益や経済社会の活性化につながるというメッセージの発信、それを後押しする施策を基本計画に盛り込む。

（個人の人権の尊重、社会的少数者の問題）

- 少女など子どもの問題への対応や女性の貧困の問題、さらに移住労働者、外国人、いわゆる「マイノリティ」と言われている社会的少数者など困難を抱える人々への対応を基本計画に盛り込む。基本計画を通し、個人の人権の尊重を中心に据える。

（女性に対する暴力の根絶）

- 女性に対する暴力の根絶に向けた対策を充実させる。

（国際的な理念の重視）

- 女性差別撤廃委員会からの総括所見のすべての項目を基本計画で点検するなど、国際的な概念や考え方（ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等）を重視する。

（策定過程の透明化）

- 計画策定過程の透明化を進め、策定過程でNGOを含めた国民の意見を反映するなど、計画策定のプロセスも重視する。

男女共同参画会議の開催状況

【第31回】

平成21年

- 3月26日(木)
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について(諮問)
 - 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」とりまとめに向けた論点整理について
 - 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について(意見交換)

【第32回】

11月26日(木)

- 女子差別撤廃委員会最終見解への対応について
- 第3次男女共同参画基本計画の策定について
- 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」最終報告及び意見について

【第33回】

平成22年

- 2月18日(木)
- 第3次男女共同参画基本計画について
 - 重要課題の最近の動きについて

【第34回】

- 4月15日(木)
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理について

基本問題・計画専門調査会の開催状況

※第3次基本計画の策定に向けて、第42回まで続く「基本問題専門調査会」の名称を「基本問題・計画専門調査会」と変更した。

【第43回】

平成21年

- 5月18日(月)
- 運営規則について
 - 現行男女共同参画基本計画の概要等について
 - 本専門調査会における議論の進め方について
 - 自由討議

【第44回】

- 6月 5日(金)
- 答申の方向性について
 - 第2次計画フォローアップについて

【第45回】

- 6月29日(月)
- 今後の課題と方向性及びワーキング・グループの編成について
 - NVEC フォーラムにおけるワークショップ出展について

【第46回】

- 7月31日(金)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 女性の参画加速プログラム
 - ・ 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・ 第12分野 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進(科学技術)

【第47回】

- 8月27日(木)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し・意識の改革
 - ・ 第4分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
 - 第3次計画の重点事項の考え方及びワーキング・グループの運営方針

【第48回】

- 9月28日(月)
- 女子差別撤廃委員会における女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議と最終見解について
 - 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第3分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - ・ 第3部 計画の推進
 - NWEC フォーラムにおけるワークショップ出展の結果について

【第49回】

- 10月16日(金)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第5分野 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - ・ 第8分野 生涯を通じた女性の健康支援

【第50回】

- 11月 2日(月)
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第9分野 メディアにおける男女共同参画の推進(一部)
 - ・ 第11分野 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ・ 第12分野 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進(科学技術分野除く)

【第51回】(監視・影響調査専門調査会と合同で開催)

- 12月 4日(金)
- 男女共同参画会議(第32回)における報告
 - 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第6分野 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - ・ 第10分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育学習の充実
 - 監視・影響調査報告書フォローアップ
 - ・ 多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について
 - ・ 高齢者の自立した生活に対する支援について

【第52回】

平成22年

- 1月19日(火)
- 各ワーキング・グループからの報告
 - 今後の進め方
 - 自由討議

【第53回】

- 1月28日(木) ○ 女性に対する暴力に関するワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第54回】

- 2月 8日(月) ○ 自由討議

【第55回】

- 2月24日(水) ○ 起草ワーキング・グループからの中間報告

【第56回】

- 3月10日(水) ○ 日本経団連からのヒアリング
○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第57回】

- 3月16日(火) ○ 株式会社ヤマシタコーポレーションからのヒアリング
○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第58回】

- 3月25日(木) ○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

【第59回】

- 4月 5日(月) ○ 起草ワーキング・グループからの報告
○ 自由討議

女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況

【第47回】

平成21年

8月11日(火)

- 本専門調査会における議論の進め方について
- 基本計画(第2次)における「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等について
- 自由討議

【第48回】

9月28日(月)

- 女性に対する暴力の根絶に向けた国際的な動きについて
- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
 - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【第49回】

10月26日(月)

- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (3) 性犯罪への対策の推進
 - ・ 第9分野 メディアにおける男女共同参画の推進
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等(暴力関連部分)

【第50回】

11月11日(水)

- 基本計画(第2次)フォローアップ 関係府省ヒアリング
 - ・ 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (4) 売買春への対策の推進
 - (5) 人身取引への対策の推進
 - (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - (7) ストーカー行為等への対策の推進

【第51回】

平成22年

2月22日(月)

- 答申について

【第52回】

3月17日(月)

- 中間整理(案)について(起草ワーキング・グループからの報告)
- 自由討議

男女共同参画会議 議員名簿

平成 22 年4月1日現在
(50 音順、敬称略)

議長	平野 博文	内閣官房長官
議員	原口 一博	総務大臣
同	千葉 景子	法務大臣
同	岡田 克也	外務大臣
同	菅 直人	財務大臣
同	川端 達夫	文部科学大臣
同	長妻 昭	厚生労働大臣
同	赤松 広隆	農林水産大臣
同	直嶋 正行	経済産業大臣
同	前原 誠司	国土交通大臣
同	小沢 鋭仁	環境大臣
同	中井 治	国家公安委員会委員長
同	福島 みずほ	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	家本 賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	株式会社資生堂代表取締役執行役員副社長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
同	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
同	勝間 和代	経済評論家・公認会計士
同	勝俣 恒久	東京電力株式会社取締役会長
同	加藤 さゆり	前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
同	神津 カンナ	作家
同	佐藤 博樹	東京大学教授
同	林 文子	横浜市長
同	山田 昌弘	中央大学教授

参考9

基本問題・計画専門調査会 委員名簿

平成 22 年4月1日現在
(50 音順、敬称略)

※	家本	賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
	石川	哲也	神戸大学名誉教授
	伊藤	公雄	京都大学大学院教授
	岩井	宜子	専修大学大学院教授・副院長
	大熊	由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
	大隅	典子	東北大学大学院教授
※	岡本	直美	日本労働組合総連合会会長代行
※	帯野	久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役社長
○※	鹿嶋	敬	実践女子大学教授
※	勝間	和代	経済評論家・公認会計士
※	加藤	さゆり	前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	清原	桂子	兵庫県理事
	河野	真理子	株式会社キャリアネットワーク代表取締役会長
	五條	満義	東京農業大学准教授
	坂本	純子	特定非営利活動法人新座子育てネットワーク代表理事
	桜井	陽子	財団法人横浜市男女共同参画推進協会理事
※	佐藤	博樹	東京大学教授
	辻村	みよ子	東北大学大学院教授
◎	羽入	佐和子	お茶の水女子大学学長
	林	陽子	弁護士
	松井	忠三	株式会社良品計画代表取締役会長（兼）執行役員
※	山田	昌弘	中央大学教授

(◎印:会長、○印:会長代理、※印:男女共同参画会議議員)

女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

平成22年4月1日現在

(50音順、敬称略)

	伊藤 公雄	京都大学大学院教授
◎	岩井 宜子	専修大学法科大学院教授・副院長
	大津 恵子	日本キリスト教婦人矯風会理事
	奥山 明良	成城大学教授
※	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役社長
※	神津 カンナ	作家
	後藤 啓二	弁護士
	後藤 弘子	千葉大学大学院教授
	小西 聖子	武蔵野大学大学院教授
	根本 崇	野田市市長
○	林 陽子	弁護士
	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
	諸澤 英道	学校法人常磐大学理事長

(◎印：会長、○印：会長代理、※印：男女共同参画会議議員)

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方についての公聴会の開催について

1. 概要

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について、男女共同参画会議の基本問題・計画専門調査会を中心に検討を進めてきました。今般、「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」を取りまとめ、男女共同参画会議に報告しました。

このたび、広く国民の意見をいただくため、この中間整理について、公聴会を全国6ヶ所で開催します。

2. 日時・場所

（●：基本問題・計画専門調査会、■：女性に対する暴力に関する専門調査会）

会 場	公聴会日時	場 所	出 席 者
兵 庫	4月20日(火) 13:30～15:30	兵庫県公館 (兵庫県神戸市中央区 下山手通4-4-1)	●伊 藤 公 雄 (委員) ●清 原 桂 子 (委員) ■平 川 和 子 (委員)
宮 城	4月23日(金) 14:00～16:00	仙台市青年文化センター (宮城県仙台市青葉区 旭ヶ丘3-27-5)	●岡 本 直 美 (委員) ●辻 村 みよ子 (委員) ■後 藤 啓 二 (委員)
広 島	4月28日(水) 14:00～16:00	エソール広島 (広島県広島市中区 富士見町11-6)	●羽 入 佐和子 (会長) ●辻 村 みよ子 (委員) ■岩 井 宜 子 (会長)
愛 知	5月 7日(金) 14:00～16:00	ウィルあいち (愛知県名古屋市 東区上堅杉町1)	●鹿 嶋 敬 (会長代理) ●辻 村 みよ子 (委員) ■岩 井 宜 子 (会長)
東 京	5月 8日(土) 10:30～12:30 14:00～16:00	女性と仕事の未来館 (東京都港区芝5-35-3)	●鹿 嶋 敬 (会長代理) ●伊 藤 公 雄 (委員) ●佐 藤 博 樹 (委員) ■林 陽 子 (会長代理)
福 岡	5月11日(火) 14:00～16:00	アクロス福岡 (福岡県福岡市中央区 天神1-1-1)	●鹿 嶋 敬 (会長代理) ●岡 本 直 美 (委員) ■原 健 一 (委員)

3. 詳細

以下のホームページをご覧ください。

<男女共同参画局HP>

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/sanjikeikaku/kouchoukai.html>

「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて

（中間整理）」に関する意見募集について

政府では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画を策定しております。これまでに、平成12年、平成17年と2次にわたり計画が策定されており、平成22年中には、新たな第3次男女共同参画基本計画を策定する予定です。

策定に当たっての基本的考え方について、現在、男女共同参画会議の下の基本問題・計画専門調査会において検討が進められており、このたび、専門調査会で取りまとめた中間整理について、国民の皆様の御意見を募集いたします。

【締切】平成22年5月12日（水）必着（郵送の場合は消印有効）

【意見の提出方法及び提出先】

（1）インターネット上の意見募集フォーム（締切日までに必着）

男女共同参画局ホームページからアクセス

(<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/sanjikeikaku/ikenboshu.html>)

（2）郵送（別紙[様式]に記入してください。締切日消印有効）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局推進課 意見募集担当 宛

（3）FAX（別紙[様式]に記入して送信してください。締切日までに必着）

FAX番号 03-3592-0408（内閣府男女共同参画局）

【意見記入要領】

別紙[様式]（インターネット上で提出する場合は[フォーム]）を用いて意見を記入してください。

※意見が複数の項目に該当する場合は、項目ごとに、別の様式により意見を提出してください。

【留意事項】

- ・電話による御意見は受け付けいたしません。
- ・御意見は日本語でお願いいたします。
- ・氏名（団体にあつては団体名と担当者の氏名）、住所（所在地）及び電話番号（又は電子メールアドレス）を記入してください。これらは提出意見について問い合わせをする場合等に利用いたします。
- ・いただいた御意見については、個別に回答はいたしかねます。
- ・いただいた御意見は、氏名、電話番号及び電子メールアドレス等の個人が特定される情報を除き、公開されることがあります。

「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」に関する意見

〔注〕意見が複数の項目に該当する場合は、項目ごとに、別の様式により意見を提出してください。

氏名（個人の場合） 又は 団体名（担当者名も記入してください）

住所（所在地） 〒

電話番号 又は 電子メールアドレス

※個人で御意見を提出される場合は、性別・年代別・職業についても記入してください。

性別 ☐ 男 ☐ 女

年代別 ☐ 19 歳以下 ☐ 20 代 ☐ 30 代 ☐ 40 代 ☐ 50 代 ☐ 60 代 ☐ 70 歳以上

職業 ☐ 会社員 ☐ 会社役員 ☐ 自営業 ☐ 公務員 ☐ 研究者 ☐ 学生

☐ 公益法人、NPO、NGO等 ☐ 主婦（夫） ☐ その他

（該当する項目に ☒ を入れてください）	第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理） ☐ I 基本的考え方 II 重点分野 ☐ 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ☐ 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 ☐ 3. 男性、子どもにとっての男女共同参画 ☐ 4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ☐ 5. 男女の仕事と生活の調和 ☐ 6. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 ☐ 7. 高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 ☐ 8. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ☐ 9. 生涯を通じた女性の健康支援 ☐ 10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ☐ 11. 科学技術・学術分野における男女共同参画 ☐ 12. メディアにおける男女共同参画の推進 ☐ 13. 地域における男女共同参画の推進 ☐ 14. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 ☐ III 推進体制
	[意見内容] ※御意見を簡潔に記入してください。

〔締 切〕平成22年5月12日（水）（郵送の場合は締切日消印有効）

〔送付先〕内閣府男女共同参画局推進課 意見募集担当 宛

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 FAX 03-3592-0408

（ホームページ）<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/sanjikeikaku/ikenboshu.html>

[意見内容] 続き ※1枚目で足りない場合はこちらに記入してください。

氏名 又は 団体名 _____

※御意見を簡潔に記入してください。

※御意見は日本語でお願いいたします。

※氏名（団体にあつては団体名と担当者の氏名）、住所（所在地）及び電話番号（又は電子メールアドレス）を記入してください。これらは、提出意見について問い合わせをする場合等に利用いたします。

※いただいた御意見は、氏名、電話番号、電子メールアドレス等の個人が特定される情報を除き、公開されることがあります。

※いただいた御意見については、個別に回答はいたしかねます。

[締 切] 平成22年5月12日（水）（郵送の場合は締切日消印有効）

[送付先] 内閣府男女共同参画局 意見募集担当 宛

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 FAX 03-3592-0408

（ホームページ）<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/sanjikeikaku/ikenboshu.html>